

【外国人患者受入体制整備推進事業費補助金の概要】

1. 事業の目的・内容

医療機関における外国人患者に対する医療提供体制の強化を図るため、医療機関が整備する翻訳機能を有するタブレット端末等の整備に対し助成する。

2. 補助対象期間

交付決定日 ～ 令和5年3月31日の間に購入したもの

※ 交付決定を受ける前に購入したものは補助対象外となりますので、ご注意ください。

3. 補助対象経費

・翻訳機能を有するタブレット端末等の備品費、消耗品費、役務費（導入に必要な経費）

（例）ポケットークなどの翻訳機器、タブレット端末機器

4. 補助基準額及び補助率

（1）基準額

・病院	1 病院あたり	400 千円
・診療所（医科・歯科）	1 施設あたり	200 千円

（2）補助率：2分の1

5. 補助対象施設

すべての病院、診療所（医科、歯科）

※ なお、本補助金を活用するにあたっては、外国人患者を受け入れることが可能であることを公表する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」として登録いただくこととなります。

* 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」

（1）区分1 外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関

- ①山梨県地域保健医療計画における二次以上の救急医療機関（二次救急医療機関・三次救急医療機関）であって、
- ②外国語での対応が可能な医療機関

区分2 外国人患者を受入れ可能な医療機関

- ①すべての医療機関（診療所・歯科診療所含む）であって、
- ②外国語での対応が可能な医療機関

（留意事項）

※言語対応については、医療機関の実情に応じて、対応言語数、種類は問いません。また、医療通訳者、電話通訳、音声翻訳等の有無・形式等は問いません。

※登録された医療機関であっても、外国人患者の受入れを強制されるものではありません。

（2）登録医療機関の取扱について

登録医療機関については、外国人の患者の受け入れが可能であることを公表する医療機関として、観光庁（日本政府観光局（JNTO））のウェブサイトに掲載されます。